

別紙2 法第14条及び第14条の2に基づく処分の状況（昭和50年度以降）

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
S50	北海道知事	50. 12. 26	1年間の業務停止 (51. 1. 1~51. 12. 31)	調査費用等の名義で、正規の手数料以外に合計100万円もの金員を騙取（本人に改悛の情が見られること及び知事の処分により社会的制裁は十分なされたという判断により不起訴処分）
54	大阪府知事	55. 2. 26	6月間の業務停止 (55. 3. 1~55. 8. 31)	宅地建物取引業法違反により罰金10万円の略式命令
55	栃木県知事	55. 8. 12	3月間の業務停止 (55. 8. 20~55. 11. 19)	報酬を受けながら、書類を作成しなかったケース9件（知事の処分後、詐欺罪により懲役1年2月）
56	大阪府知事	56. 5. 22	6月間の業務停止 (56. 6. 1~56. 11. 30)	宅地建物取引業法違反により罰金20万円の略式命令を受けたが、正式裁判で罰金10万円の高裁判決（知事の処分は、高裁判決の約2週間前）
	東京都知事	55. 12. 21	10日間の業務停止 (56. 12. 30~57. 1. 8)	司法書士会に入会している司法書士でなく、かつ、法定の除外事由がないにもかかわらず、登記申請手続を代理したケースが15件。うち4件は、自ら司法書士である旨表示（知事の処分後、司法書士法違反により罰金3万円）
61	大阪府知事	61. 11. 25	6日間の業務停止 (61. 12. 1~61. 12. 6)	業務に関係なく、他人の戸籍を5通とり、戸籍法違反により過料1万円（=2千円×5通）
H2	北海道知事	2. 4. 25	60日間の業務停止 (2. 5. 1~2. 6. 29)	司法書士法違反（登記代理申請を行った）により罰金10万円の略命令を受けたが、その後も違反行為を反復継続。
3	佐賀県知事	3. 4. 18	6月間の業務停止 (3. 4. 20~3. 10. 29)	統一請求用紙約500枚を興信所に4年間にわたり横流し（相当数が興信所業務に使用）。この間、事件簿や統一請求用紙の控え等も紛失
	東京都知事	3. 6. 28	7月間の業務停止 (3. 6. 28~4. 1. 27)	昭和63年10月頃から平成2年6月下旬まで、統一請求用紙を利用して約60件の戸籍謄本等の交付を受け、大阪の興信業者に送付。30万円の過料（同年2月）
		3. 6. 29	9月間の業務停止 (3. 6. 29~4. 3. 28)	平成元年1月頃から平成2年6月頃にかけて統一請求用紙を利用して月に4~10件の戸籍謄本等の交付を受け、大阪の興信業者に送付。6万円の過料（同年4月）。反省の色なく、情状酌量の余地なしと判断
	福岡県知事	3. 7. 4	9月間の業務停止 (3. 7. 15~4. 4. 14)	在日朝鮮人の帰化許可申請手続にからみ、基本料金86万円に加え、特別料金として70万円を要求。最高裁において、この契約は公序良俗に反するとともに、特別料金を支払う旨の合意は使途を欺もうしてなされたものであるとして、支払った70万円を不当利得として返還することを命ずる判決
7	大阪府知事	8. 1. 5	18日間の業務停止 (8. 1. 10~8. 1. 27)	建設業法違反により罰金10万円の略式命令
		8. 1. 5	18日間の業務停止 (8. 1. 10~8. 1. 27)	建設業法違反により罰金10万円の略式命令
9	大阪府知事	10. 1. 21	36日間の業務停止 (10. 1. 28~10. 3. 4)	建設業法違反により罰金30万円の略式命令
11	高知県知事	12. 3. 21	1年間の業務停止 (12. 3. 21~13. 3. 20)	非行政書士による一般貨物自動車運送事業経営許可申請について、頻繁に職印の使用を許諾する等の助助を行い、5万円の罰金。起訴前の件の立入検査にも、業務内容につき虚偽の説明
	秋田県知事	12. 3. 24	20日間の業務停止 (12. 4. 1~12. 4. 20)	平成5年から平成6年にかけての一時期、非行政書士による車庫証明申請代行について、1件当たり所定の金員を徴した上、自らの行政書士名義を貸与

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
12	福島県知事	13. 1. 5	1月間の業務停止 (13. 2. 1~13. 2. 28)	司法書士会に入会している司法書士でなく、かつ、法定の除外事由がないにもかかわらず、17件の登記申請手続を代理
	愛媛県知事	13. 3. 30	3月間の業務停止 (13. 4. 1~13. 6. 1)	競売妨害等の目的で、他の司法書士を介して居日の賃借権を仮登記していたとして、罰金30万円の略式命令
13	大阪府知事	13. 10. 20	2月間の業務停止 (13. 10. 20~13. 12. 19)	建設業法違反により罰金30万円の略式命令
		13. 10. 20	3月間の業務停止 (13. 10. 20~14. 1. 19)	建設業法違反により2度の略式命令（罰金30万円と罰金50万円）
14	兵庫県知事	15. 2. 27	4月間の業務停止 (15. 3. 8~15. 7. 7)	補助者が虚偽の書類を作成したことが発覚し、当該補助者の廃止届を提出したにもかかわらず、引き続き業務を行わせた。
	山形県知事	15. 3. 28	15日間の業務停止 (15. 4. 14~15. 4. 28)	建設業法に基づく決算変更届出書の作成にあたり、内容を改ざん。これにより、依頼者は営業停止処分
15	鳥取県知事	15. 7. 3	45日間の業務停止 (15. 7. 18~15. 8. 31)	市長選挙に際しての公職選挙法違反により罰金30万円の略式命令
	大阪府知事	15. 10. 14	1月間の業務停止 (15. 10. 20~15. 11. 19)	地方公務員法違反により罰金30万円の略式命令
16	広島県知事	16. 10. 22	戒告	司法書士法違反により罰金15万円の略式命令。また、帳簿及びその関係書類を保存義務に反して破棄
	静岡県知事	16. 11. 26	1月間の業務停止 (16. 12. 1~16. 12. 31)	依頼事件（産業廃棄物収集運搬業の許可更新）の処理を怠り、依頼者の受けていた当該許可が失効。（当該依頼者からの措置要求により事件を確知）
	千葉県知事	17. 3. 10	7日間の業務停止 (17. 3. 15~17. 3. 21)	他人から第三者の戸籍謄本等のみの請求依頼を受け、住民票の写し等の統一請求用紙（1枚）を使用し、戸籍謄本等を取得
		17. 3. 31	1月間の業務停止 (17. 4. 8~17. 5. 7)	調査会社に戸籍謄本等を有償で取得する旨広告し、調査会社からの戸籍謄本等のみの請求依頼に応じ住民票の写し等の統一請求用紙を使用
		17. 3. 31	3月間の業務停止 (17. 4. 8~17. 7. 7)	提携していた調査会社から第三者の戸籍謄本等のみの請求依頼に応じ住民票の写し等の統一請求用紙約4,700枚を使用
17	千葉県知事	17. 4. 22	2月間の業務停止 (17. 5. 2~17. 7. 1)	依頼者が司法書士等に支払うべき報酬額を行政書士が立て替えたが、当該立替金を依頼者に請求した際、請求額について依頼者の訂正要請がなされたにもかかわらず誠実に対応しなかった。また、帳簿にも必要事項の記載がなく、さらに、事務所移転をしたが約6ヵ月にわたり事務所の変更登録手続を行っていなかった。
	兵庫県知事	17. 6. 7	業務の禁止	職務上の請求に該当しないにも関わらず職務上請求書により戸籍謄本等の請求を行った会則遵守義務違反。業務に関する帳簿を備付けせず関係書類の保存をしていない帳簿の備付け及び保存義務に違反。隠蔽のため故意に書類を焼却し行政書士の責務にも違反
	東京都知事	17. 6. 21	8月間の業務停止 (17. 6. 22~18. 2. 21)	職務上請求書の不正使用及び委任状の偽造により、戸籍謄本等を不正に取得し、調査会社に提供。帳簿の備付け及び保存並びに領収書の保存義務にも違反
	神奈川県知事	17. 8. 17	1月間の業務停止 (17. 8. 22~17. 9. 21)	在留資格認定証明申請業務等の遅延、顧客への虚偽の説明、公文書偽造及び誠実義務違反のほか、行政書士会会則及び帳簿の整備義務にも違反

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
17	長崎県知事	17. 9. 7	業務の禁止	兼務していた土地家屋調査士としての受託業務に関して、公文書を偽造、行使し、委託料をだまし取ったとして起訴
	宮城県知事	17. 12. 28	1月間の業務停止 (18. 1. 10~18. 2. 9)	虚偽の内容を記載して作成した建築業許可申請書を提出し、一般建設業の許可を不正に受けたもの。建設業法違反により罰金30万円の略式命令
	兵庫県知事	18. 1. 12	7月間の業務停止 (18. 1. 25~18. 8. 24)	虚偽の真実に基づいて特定建設業の許可を受けたことによる会則遵守義務違反
	大阪府知事	18. 2. 10	4月間の業務停止 (18. 2. 20~18. 6. 19)	職務上請求書への虚偽内容の記載により8件の戸籍謄本等の交付を受け、また、他人から第三者の所在を確認することの依頼を受け、職務上請求書を使用して戸籍謄本等を請求し、交付を受けた戸籍謄本等を依頼者に渡した。加えて業務に関する帳簿の備付け又は保存義務並びに領収書の作成及び保存義務にも違反
	東京都知事	18. 3. 1	9月間の業務停止 (18. 3. 2~18. 12. 1)	職務上請求書の不正使用により、他人の戸籍謄本及び住民票の写し等入手。帳簿の備付け及び保存並びに領収書の保存義務にも違反
18	東京都知事	18. 4. 6	11月間の業務の停止 (18. 4. 7~19. 3. 6)	宅地建物取引業法に係る免許申請の依頼を受け当該手続を行うにあたり、添付書類である市町村長の証明書を偽造して申請
	大阪府知事	18. 6. 19	3月間の業務の停止 (18. 6. 28~18. 9. 27)	職務上請求書の依頼者欄や使用目的欄等に虚偽の内容を記載して、不正に戸籍謄本等取得。また職務に該当しない行為において職務上請求書を使用
	岡山県知事	18. 6. 26	業務の禁止	弁護士でないにもかかわらず、債務整理手続等の法律事務を扱い、報酬を得た。
	愛知県知事	18. 10. 26	戒告	行政書士業務を行うための事務所を未設置
	高知県知事	18. 10. 30	戒告	自動車団体内に事務所を開設している行政書士について、補助者の登録手続を怠ったまま同団体の職員に対して行政書士の業務を行わせていた。
		18. 10. 30	戒告	自動車団体内に事務所を開設している行政書士が、同団体の名で、自動車の登録及び検査の申請にかかる書類の作成等の行政書士業務を行っていた。また補助者の登録手続を怠ったまま、上記業務を同団体の職員に対し行わせていた。
		18. 10. 30	戒告	行政書士の業務として車庫証明業務を行ってきたが、約9割の依頼について、受注、車庫調査、証明に係る書類の作成及び官公署への提出のすべてを補助者に行わせ、本人は業務に関与しなかった。
		18. 10. 30	戒告	行政書士の業務として車庫証明業務を行ってきたが、ほとんど依頼について、受注、車庫調査並びに証明に係る書類の作成及び官公署への提出のすべてを補助者に行わせ、本人は業務に関与しなかった。
18. 10. 30		戒告	設計事務所内に行政書士事務所を開設したが、補助者の登録を怠ったまま、申請書類の作成及び提出を同設計事務所の職員に行わせていた。	
東京都知事	18. 11. 13	10月間の業務停止 (18. 11. 14~19. 9. 13)	虚偽内容による在留期間更新許可申請書を作成し、東京入国管理局に2度にわたり申請を行い許可を取得	

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
18	兵庫県知事	19. 2. 16	戒告	自己が作成した書類について、文書作成者欄に、行政書士ではない他人の氏名を記載し、当該人物が行政書士であるかのように見せかける虚偽の文書を作成
	東京都知事	19. 2. 20	業務の禁止	行政書士法に基づく業務停止処分の期間中に、宅地建物取引業に係る免許申請の依頼を受け、当該手続を15件行い、報酬を受領
19	長崎県知事	19. 5. 15	1年間の業務停止 (19. 5. 16~20. 5. 15)	虚偽の所有権移転登記の申請をし、登記簿に不実の記録をさせた。
	岡山県知事	19. 5. 22	5月間の業務停止 (19. 5. 29~19. 10. 28)	特定建設業者許可申請書及び添付書類等の変更届を提出するに際し、貸借対照表に虚偽の記載をして、他の書類とともに提出
	高知県知事	19. 6. 11	2月間の業務停止 (19. 6. 25~19. 8. 24)	司法書士法違反により、罰金50万円の略式命令
	茨城県知事	19. 7. 24	6月間の業務停止 (19. 8. 1~20. 1. 31)	下水道接続許可申請について、許可書を偽造し、申請手続中であるにも関わらず、許可済であるかのように偽装
	三重県知事	19. 8. 10	10月間の業務停止 (19. 8. 17~20. 6. 16)	職務上請求書511枚を不正に使用し、戸籍謄本、住民票の写し等を取得。取得した戸籍謄本等を調査会社に提供し、報酬を受領。また、帳簿の備付け及び保存義務にも違反
	愛媛県知事	19. 8. 10	業務の禁止	建設業法に基づく建設業の許可手続において、依頼を受け、報酬を受け取ったにも関わらず、申請手続を行わなかった。また、建設業の許可証を偽造し、その写しを依頼人に交付した。
	東京都知事	19. 8. 17	9月間の業務停止 (19. 8. 18~20. 5. 17)	在留資格変更許可申請手続に係る依頼を受け、当該手続を行うにあたり、虚偽の雇用契約書を作成して申請。帳簿への記載、保存の義務にも違反
	愛知県知事	19. 9. 1	業務の禁止	一般建設業許可申請手続の依頼を受けたが、手続を行わず、偽造した一般建設業の許可書を依頼者に交付し、報酬を受領。また、建築士事務所登録の依頼を受けたが、手続を行わず、報酬を受領
	長崎県知事	19. 10. 17	戒告	職務上請求の要件を満たさないにも関わらず、職務上請求書を使用し、戸籍謄本を不正に取得した。
	岡山県知事	19. 11. 19	1月間の業務停止 (19. 11. 30~19. 12. 29)	行政書士の事務所職員が、虚偽の経営事項審査申請書及び工事経歴書を作成したうえ、当該書類を持って、経営事項審査の申請をさせたため業者が営業停止処分及び指名停止を受けた。
	東京都知事	20. 1. 23	9月間の業務停止 (20. 1. 24~20. 10. 23)	在留資格更新許可申請手続に係る依頼を受け、当該手続を行うにあたり、就業事実のない会社の源泉徴収票を作成して申請。帳簿への記載、保存の義務にも違反
	兵庫県知事	20. 2. 19	戒告	司法書士業務である登記申請書を作成し、法務局に提出するなど、他法令で制限された業務を実施
埼玉県知事	20. 3. 31	15日間の業務停止 (20. 4. 11~20. 4. 25)	行政書士の補助者が、依頼を受けた書類を実際は提出していないにも関わらず、提出を偽装し報酬を受領した。行政書士は、当該補助者の指導、監督を怠ったとともに、事実を把握した後も迅速な処理を行わなかった。	

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
19	神奈川県知事	20. 3. 31	2月間の業務停止 (20. 4. 1~20. 5. 31)	本人以外の者から、戸籍謄本等の取得の依頼を受け、職務上請求書を用いて戸籍謄本等を取得し、これを本人以外の者に交付し、報酬を受け取った。使用目的等を確認せず、職務上請求書の使用目的欄に不実の記載を行うなど、行政書士の信用および品位を害する行為をした。
	大阪府知事	20. 3. 31	21日間の業務停止 (20. 4. 10~20. 4. 30)	依頼者から他人の住民票の写しの取得のみを依頼され、その依頼に基づいて戸籍謄本等職務上請求書を使用し、住民票の写しの交付を請求し、交付を受けた住民票の写しを依頼者に渡した。
20	神奈川県知事	20. 9. 12	6月間の業務の全部停止 (20. 9. 19~21. 3. 18)	法人設立以降約3年間にわたり、本店及び支店の業務が、少なくとも社員一名が海外に出国している間は、代表社員一人しかいない中で行われてきた。
		20. 9. 12	4月間の業務停止 (20. 9. 19~21. 1. 18)	社員一名が法人設立以前から長期間海外に滞在し、設立する法人に二つの事務所を設置した場合、社員常駐義務に違反することになるにもかかわらず、二つの事務所を有する行政書士法人を設立し、漫然とこれを放置した。また、当該社員が海外に出国した後、法人が設立されるまでの間、当該社員名義で行政書士業務が行われていたことに関与していた。
		20. 9. 12	4月間の業務停止 (20. 9. 19~21. 1. 18)	社員一名が法人設立以前から長期間海外に滞在し、設立する法人に二つの事務所を設置した場合、社員常駐義務に違反することになるにもかかわらず、代表社員とともに二つの事務所を有する行政書士法人を設立し、漫然とこれを放置した。また、海外に出国した後、法人が設立されるまでの間、名義を使用させた。
	兵庫県知事	21. 1. 6	6月間の業務停止 (21. 1. 6~21. 7. 5)	2年度にわたり虚偽の貸借対照表を作成して県知事に提出し、建設業法違反で略式起訴され、罰金30万円に処せられた。
	愛知県知事	21. 1. 10	戒告	農地転用許可申請書の作成業務に係る委任状、申請書及び転用の原因となった賃貸借契約の内容等並びに開発許可申請書の作成業務に係る開発行為施行同意書の内容等について、依頼人の1人である土地所有者に直接確認することを怠った。
	埼玉県知事	21. 2. 25	2月間の業務停止 (21. 3. 4~21. 5. 3)	土地家屋調査士を兼ねる行政書士が、土地家屋調査士の職務上請求用紙を不正に使用し、第三者の戸籍謄本等を取得した。
	宮崎県知事	21. 2. 20	15日間の業務停止 (21. 3. 2~21. 3. 16)	自己の事務所内の女性補助者の執務机下部に、密かに小型カメラを設置し女性補助者の下半身を撮影した。
岐阜県知事	21. 3. 12	1月間の業務停止 (21. 3. 23~21. 4. 22)	美濃加茂市内の土地に係る農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域除外申請書及び農地法第5条の規定による許可申請書を、申請者の意思を確認しないまま作成し、及び提出した。	
21	福島県知事	21. 4. 1	1月間の業務の全部停止 (21. 4. 20~21. 5. 19) 1月間の業務停止 (21. 4. 20~21. 5. 19)	行政書士法人の社員が、司法書士資格を有しないにもかかわらず、家庭裁判所への提出書類である「調停前の仮の措置の申立て」を作成した。また、当該書類の作成に当たり、行政書士業務でないにもかかわらず、職務上請求書を使用して、第三者の除籍謄本及び戸籍の附票を取得した。

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
21	高知県知事	21. 7. 21	15日間の業務停止 (21. 8. 5～21. 8. 19)	農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域除外申請書及び農地法第5条の規定による許可申請書を、申請者の意思を確認しないまま作成及び提出したほか、報酬額の提示、事務所の表示、職印の押印義務などにも違反
	福井県知事	21. 8. 17	戒告	税理士業務である贈与税の申告書の作成及び税務署への提出を行った。また、保険金の請求、受領等に当たって依頼者の意思確認を十分にせず、依頼人の意に反する業務を行った。
	神奈川県知事	21. 9. 3	1月間の業務停止 (21. 9. 8～21. 10. 7)	司法書士資格を有しないにもかかわらず、約10年間にわたって登記申請手続の相談を行っていたほか、他の行政書士に登記申請書類の作成、提出を行わせるなど、約80～90件の登記関連業務を行い、報酬を得ていた。また、登録事務所外に置いた補助者に単独で顧客対応をさせていた。
		21. 9. 3	戒告	司法書士資格を有しないにもかかわらず、約3年間にわたって、他の行政書士からの委託を受け、登記申請書類の作成、申請手続など、約30件程度の登記関連業務を行い、報酬を得ていた。
	高知県知事	21. 10. 2	20日間の業務停止 (21. 10. 15～21. 11. 3)	土地家屋調査士が作成した農地法第5条の規定による許可申請書に記名及び職印の押印を行い、行政書士法第19条第1項違反により罰金20万円の略式命令を受けた当該土地家屋調査士のほう助を行った。
	熊本県知事	21. 12. 4	業務の禁止	熊本県産業廃棄物収集運搬業の許可の更新申請の手続を怠ったことに加え、熊本県知事の許可証を自ら偽造し、依頼人へ送付した。
	神奈川県知事	21. 12. 10	戒告	週3日、1日当たり2時間から4時間程度しか事務所に出勤せず、その間の業務を補助者に行わせていた。
	愛知県知事	22. 1. 25	6月間の業務停止 (22. 1. 26～22. 7. 25)	在留期間更新許可申請手続に係る依頼を受け、当該手続を行うに当たり、労働者の承諾を得ないで署名の代筆、押印をして雇用契約書を作成したほか、事実確認を行わず、事実と異なる内容の申請書を作成し提出した。
	東京都知事	22. 2. 2	1年間の業務停止 (22. 2. 3～23. 2. 2)	当該行政書士は、日本に不法滞在している申請者について、そのことを知りながら、虚偽内容による在留資格認定証明書交付申請書を作成して申請し、関係者へ口止めを指示。また、領収証の正本への職印の押印及び副本の保存を怠った。
	神奈川県知事	22. 3. 8	業務の禁止	在留資格認定証明申請業務等において、遅延、不履行、顧客への虚偽の説明及び公文書偽造のほか誠実義務にも違反 ※平成17年8月に同種の法令違反により、1月間の業務停止処分歴あり。
千葉県知事	22. 3. 9	7日間の業務停止 (22. 3. 16～22. 3. 22)	行政書士が補助者に対する指導及び監督を怠っていたため、補助者が、依頼を受けた建設業許可申請書の提出をせず、県の收受印を偽造し申請書を提出したように偽装した。	

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
22	埼玉県知事	22. 8. 4	2月間の業務停止 (22. 8. 13~22. 10. 12)	司法書士を兼ねる行政書士が、司法書士として受託した業務について行政書士の職務上請求書を使用して、戸籍謄本等を取得した。また、法に規定する業務とはいえない業務に行政書士の職務上請求書を使用して戸籍謄本等を取得した。さらに、法に規定する業務ではあるが、職務上請求書の使用に際して、不適切な記載を行って戸籍謄本等を取得した。
	愛知県知事	23. 3. 2	戒告	自ら行うべき農地法第5条の規定による許可申請書の作成及び申請並びにそれらに附随する業務の大部分を、行政書士でも被処分者の補助者でもない者に行わせた。
23	福岡県知事	23. 4. 14	1月間の業務停止 (23. 4. 21~23. 5. 20)	約8年間にわたり、補助者に業務を一任し、指導監督を怠った。その結果、補助者2人が建設会社2社と共謀の上、経営事項審査に係る書類に事実と異なる記載をし、県に提出した。なお、当該建設会社2社は、建設業法違反によりそれぞれ建設業許可の取消処分を受けた。
	大分県知事	23. 4. 28	2月間の業務停止 (23. 4. 30~23. 6. 29)	①賃貸人から賃借人の未払賃料に関する請求書類作成依頼を受け、その後、賃借人から未払賃料を預かったが、その一部を着服した。②自身を賃借人とする金銭消費貸借契約を締結し金銭を借り入れたが、弁済期限経過後も返済せず、裁判所で借入金の支払義務を負う旨の和解が成立したにもかかわらず、一部の支払義務を履行しなかった。
	兵庫県知事	23. 6. 15	戒告	補助者が経営規模等評価申請書に虚偽の内容を記載したにもかかわらず、その事実を確認しないまま、行政書士法人の名で同申請書を県に提出した。 ※本来、15日間の業務の一部停止（当該事案が発生した従たる事務所の業務停止）に相当するが、当該事務所が廃止され、処分時に不存在のため戒告としたもの。
	愛知県知事	23. 8. 29	1月間の業務停止 (23. 8. 30~23. 9. 29)	地方税法第9条の2第1項の規定に基づく相続人代表者指定届等を官公署に提出するに際して、名義人15名のうち、少なくとも1名の承諾がないことを知りながら、その者の記名及び押印をして作成した共有者一覧表を、届出人に同行して提出した。
	京都府知事	24. 1. 30	戒告	負債整理のため事務所を閉鎖したにもかかわらず、事務所の異動届若しくは廃業届の提出を怠っており、また、このことについて平成20年1月に文書で改善を指導したにもかかわらず、これを放置し、指導に従わなかった。
	東京都知事	24. 3. 8	戒告	補助者が、官公署に書類を提出していないにもかかわらず、提出したように偽装するなど、補助者の監督義務を怠った。
	群馬県知事	24. 3. 15	22日間の業務停止 (24. 3. 23~24. 4. 13)	補助者が、建設業法に規定する経営事項審査に関して、二度にわたり文書偽造及び虚偽記載を行った。当該行政書士は、これらの事務に関して、当該補助者等に一任して確認を怠り、未だにこの虚偽申請を防ぐための補助者への厳正な指導及び監督を怠った。

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
23	埼玉県知事	24. 3. 28	1月間の業務停止 (24. 4. 6～24. 5. 5)	土地家屋調査士を兼ねる行政書士が、法に規定する業務とはいえない業務に、行政書士の職務上請求書を使用した。また、法に規定する業務ではあるが、職務上請求書の業務の種類欄に不適切な記載を行った職務上請求書を使用した。
	愛知県知事	24. 3. 28	戒告	在留資格認定証明書交付申請の添付書類である身元保証書について、身元保証人の署名に立ち会うことなく、身元保証人以外の者によって署名がなされた身元保証書を入国管理局に提出した。
24	福岡県知事	H24. 4. 27	2月間の業務の停止 (24. 5. 7～24. 7. 6)	他士業業務である成年後見登記手続に係る業務を請け負い、報酬を受領しながら、これを完遂せず、依頼者が書類の返却を求めても、これに応じなかった。また、業務について、福岡県行政書士会に対し、多数の苦情が寄せられており、同会の調査にも応じなかった。
	京都府知事	H24. 7. 18	1月間の業務の停止 (24. 7. 25～24. 8. 24)	①依頼者からの早期の業務完了及び費用等返還の苦情に対して誠実に対応せず、長期にわたり解決に向けた対応を怠った。②業務を行わなかったことから、依頼者に実費を返還すべきものであるにもかかわらず、相当な期間返還しなかった。③事務所を移転したにもかかわらず、法令に義務づけられた変更登録の申請手続きを怠った。
	神奈川県知事	H24. 8. 22	2月間の業務停止 (24. 8. 27～24. 10. 26)	①法定された手段による履行につき見込みのない業務である金融機関口座の調査を提案し、当該業務を受任する意向を示した。契約成立前であるにもかかわらず、前払い報酬相当額の金銭の返還を拒み、また、そのやりとりの際、暴言を吐いた。②法定された手段による履行につき見込みのない業務である金融機関口座の調査を提案し、当該業務を受任した。③書面の到達状況を確認し、その結果を伝えることを約束したにもかかわらず、自らの都合により連絡がとれない状態を来し、書面の到達状況を確認すること、及び結果を伝えることを怠った。
	東京都知事	H24. 10. 5	1月間の業務の停止 (24. 10. 6～24. 11. 5)	①依頼された業務を履行せず、報酬も返還していない。②帳簿を備え付けていない。③領収証の作成及び保存をしていない。
	東京都知事	H24. 11. 9	1月間の業務の停止 (24. 11. 10～24. 12. 9)	①職務上請求書を使用して戸籍謄本を請求するに当たり依頼人の本人確認をせず、依頼について記録することもしなかった。②帳簿を備え付けていない。③領収証の作成及び保存をしていない。
	長野県知事	H24. 12. 4	業務の禁止	①弁護士ではなく、かつ法定の除外事由がないにもかかわらず、報酬を得る目的で法律事務を取り扱った。②複数の案件について、依頼者から報酬を受け取ったまま、依頼者との連絡を絶ち、行政書士に対する信用を著しく害した。③登録していた事務所を閉鎖し、その後も事務所を設置しなかった。

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
24	山口県知事	H24. 12. 20	1年間の業務の停止 (25. 1. 1~25. 12. 31)	①共同経営の業務形態で業務を行っていた司法書士が出勤していない間に、反復継続して同司法書士名義を用いて司法書士業務を行った。②同司法書士名義を用いて司法書士業務を行うため、同司法書士の職印及び同司法書士が山口県司法書士会から交付された戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書を使用し、同司法書士名義で戸籍謄本・住民票の写し等を請求し、入手した。
	鹿児島県知事	H25. 3. 26	3月間の業務停止 (25. 4. 1~25. 6. 30)	①第三者の求めに応じ、架空の請求内容等を記入するなど、不正に職務上請求書を使用し、戸籍謄本及び戸籍の附票を取得した。このほか、鹿児島県の調査において、同様に職務上請求書2通を不正に使用し、戸籍謄本等を取得したと認めた。②上記を含む依頼業務について法に規定する項目を帳簿に記載せず、2年間の保管が義務づけられている職務上請求書の控えの保管を怠った。③上記を含む依頼業務に係る報酬の受領に際し、日本行政書士会連合会が定める様式による領収証の作成及び交付を行っていなかった。
		H25. 3. 26	3月間の業務停止 (25. 4. 1~25. 6. 30)	第三者の求めに応じ、架空の請求内容等を記入するなど、不正に職務上請求書を使用し、戸籍謄本及び戸籍の附票を取得した。
		H25. 3. 26	4月間の業務停止 (25. 4. 1~25. 7. 31)	①第三者の求めに応じ、架空の請求内容等を記入するなど、不正に職務上請求書を使用し、住民票の写し、除籍謄本、原戸籍の謄本及び戸籍謄本を取得した。②上記を含む依頼業務について法に規定する項目を帳簿に記載していなかった。③上記を含む依頼業務に係る報酬の受領に際し、日本行政書士会連合会が定める様式による領収証の作成及び交付を行っていなかった。
25	大阪府知事	H25. 4. 25	戒告	不動産に関する贈与手続き書類の作成等に係る依頼に関連し、関係者の意思確認を怠るなど、誠実に業務を行わなかった。
	福岡県知事	H25. 5. 9	戒告	一般建設業の許可更新手続において、許可の要件を満たさなくなったことを認識しつつ、前回許可を受けた際の書類をもとに、漫然と申請書類を作成し、その結果、虚偽の事実に基づいて建設業許可の更新を二度にわたり受けさせた。その後、当該建設会社は建設業許可の取消処分を受けた。
	静岡県知事	H25. 5. 24	戒告	税理士の資格を有しないにもかかわらず、3か年にわたり、業として所得税の確定申告書を作成し、税理士法違反により罰金30万円の略式命令を受けた。
	大阪府知事	H25. 7. 5	2月間の業務の停止 (25. 7. 19~25. 9. 18)	経営規模評価を申請するに当たり、虚偽の記載をしてこれを提出し、建設業法違反等の罪により罰金50万円の略式命令を受けた。
	東京都知事	H25. 7. 16	戒告	行政書士法第10条違反
H25. 7. 16		1月間の業務の停止 (25. 7. 17~25. 8. 16)	司法書士の資格を有していないにもかかわらず、平成23年6月から平成24年2月までの間に、5回、株式会社設立登記申請書を作成した。	

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
25	富山県知事	H25. 9. 30	1 月間の業務の停止 (25. 10. 8～25. 11. 7)	司法書士の資格を有さず、また、司法書士法施行規則に規定する補助者でないにもかかわらず、4 年余りにわたり、不動産登記に関する立会業務を行った。また、保存が義務付けられている帳簿等を保存していない等、帳簿等に関し適切な取扱いがなされていない等、
	大分県知事	H25. 12. 13	戒 告	刑法違反により罰金の略式命令
	千葉県知事	H26. 2. 28	7 日間の業務の停止 (26. 3. 7～26. 3. 13)	司法書士資格を有しないにもかかわらず、裁判所に提出する調停申立書を申立人に代わって作成し、当該申立書の作成に係る報酬を受領した。また、法務局に提出する所有権移転登記申請書を申請者に代わって作成し、当該申請書の作成に係る報酬を受領した。
		H26. 2. 28	1 月間の業務の停止 (26. 3. 7～26. 4. 6)	①報酬を得て受任した複数の消費者金融に対する過払い金返還請求業務において、行うべき業務処理を適正に行わなかった。また、当該業務において依頼人等からの問い合わせ等に関し、十分な説明を行わない等、誠実に対応しなかった。 ②申請手続を行える状況になったにもかかわらず、正当な理由なく2 か月の間申請手続を行わず、そのことによって依頼人に損害を与えた。また、正当な理由なく当該業務の後に受任した業務の処理を優先的に行った。 さらに、当該業務において、依頼人等からの問い合わせ等に関し、十分な説明を行わない等、誠実に対応しなかった。 ③業務に関する帳簿等について、必要な事項を記載しない等、帳簿等に関し適切な取扱いがなされていない等、
	神奈川県知事	H26. 3. 28	2 月間の業務の停止 (26. 4. 4～26. 6. 3)	弁護士の資格を有しないにもかかわらず、繰り返し電子メールによる法律相談に応じるとともに、裁判所に提出する答弁書などの書類作成業務を行い、これにより報酬を得ていた。
	茨城県知事	H26. 3. 31	1 月間の業務停止 (26. 5. 1～26. 5. 31)	依頼人から、遺留分の減殺請求のための内容証明書の作成及び遺留分減殺請求の調停申立書の作成の依頼を受け、その報酬を受領した上で、弁護士法及び司法書士法において弁護士又は司法書士以外の者が作成することを禁じられている調停申立書を作成し、裁判所へ提出した。また、内容証明書については、依頼があったにもかかわらず作成しなかった。
26	東京都知事	H26. 4. 22	1 月間の業務の停止 (26. 4. 23～26. 5. 22)	司法書士でないにもかかわらず、裁判所に提出する書類である「支払督促申立書」の作成について相談に応じた。
	福岡県知事	H26. 4. 25	1 年間の業務の停止 (26. 5. 7～27. 5. 6)	①司法書士でないにもかかわらず、不動産仮登記申請に係る業務を受任し、報酬の一部を受領した。また、不動産売買に関する契約書作成業務を受任したまま放置した上、報酬及び書類を返還せず、申立人に対して脅迫的の行為も行った。 ②報酬を受け取る際に、日本行政書士会連合会が定める様式の領収証を交付しなかった。 ③行政書士会による調査を拒み、行政書士法に基づく県の立入検査にも応じなかった。

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
26	東京都知事	H26. 5. 8	業務の禁止	①インターネット上に他人の名誉を毀損する記事を掲載した。 ②取立ての委任を受けた貸金債権について、委任者の承諾を得ずに自己を譲受人とする債権譲渡通知書を作成して債務者に送付した。 ③全額を委任者に支払う義務がある債権の弁済を受けたにもかかわらず、一部しか支払わなかった。
	埼玉県知事	H26. 6. 4	2月間の業務の停止 (26. 6. 16~26. 8. 15)	①司法書士でないにもかかわらず、登記申請手続を業務として行った。 ②2年半以上もの長期間にわたり業務を完成させず、進捗に関する問い合わせにも誠実に対応しなかった。行政書士法に基づき事務所に立ち入り、帳簿及び関係書類の検査を行おうとしたが、正当な理由なく応じなかった。 ③行政書士会が調査を行うために出頭を要請したが、応じなかった。
	大阪府知事	H26. 7. 1	戒告	①社員が、行政書士でない者に入国管理局に提出する在留資格変更許可申請に必要な書類等を作成する業務を行わせ、その報酬の一部を受け取っていた。 ②法人業務として、入国管理局等に提出する在留資格変更許可申請等に必要な書類の作成及び提出等の業務を行ったにもかかわらず、帳簿を備えず、かつ、帳簿に事件の名称その他法律等の定める事項を記載せず、社員が裁判所から行政書士法違反で罰金20万円の略式命令を受けた。
	大阪府知事	H26. 7. 1	1月間の業務の停止 (26. 7. 8~26. 8. 7)	①行政書士でない者に入国管理局に提出する在留資格変更許可申請に必要な書類等を作成する業務を行わせ、その報酬の一部を受け取っていた。 ②法人業務として、入国管理局等に提出する在留資格変更許可申請等に必要な書類の作成及び提出等の業務に従事したにもかかわらず、帳簿を備えず、かつ、帳簿に事件の名称その他法律等の定める事項を記載せず、裁判所から行政書士法違反で罰金20万円の略式命令を受けた。
	東京都知事	H26. 8. 7	2月間の業務の停止 (26. 8. 8~26. 10. 7)	弁理士でないにもかかわらず、特許庁の審尋に対する回答書及び商標登録の願書を作成し、特許庁に提出した。
	東京都知事	H26. 12. 5	戒告	法第6条の4違反
	宮崎県知事	H26. 12. 16	戒告	行政書士が行政書士事務所に常駐しておらず、また、依頼人へ領収証を交付していなかった。
	愛知県知事	H27. 1. 8	業務の禁止	在留資格認定証明書交付申請等に係る業務に関し、事務所において、実体がないにもかかわらず翻訳・通訳等の職員として雇用するとして虚偽の申請書及び資料を作成して入国管理局に提出し、4名の外国人に対し、不正に在留資格認定証明書交付、在留資格変更許可又は在留期間更新許可を受けさせた。
	愛知県知事	H27. 1. 8	6月間の業務の停止 (27. 1. 9~27. 7. 8)	風俗営業の許可申請書の作成及び提出に係る業務に関し、風営法に違反する行為（無許可営業及び名義貸し）が行われることを知りながら、申請書を作成し、警察署に提出することにより、違法行為が行われることを容易にさせた。

年度	処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
26	静岡県知事	H27. 1. 15	戒告	司法書士でないにも関わらず、株式会社設立登記申請書を3回作成した上、法務局において株式会社設立登記手続をし、司法書士法違反により罰金30万円の略式命令を受けた。
	熊本県知事	H27. 3. 24	戒告	建設業法による経営規模等評価申請等に虚偽の内容を記載して作成し、熊本県知事に提出した。
	東京都知事	H27. 3. 26	2月間の業務の停止 (27. 3. 27~27. 5. 26)	①司法書士でないにも関わらず、業として、登記申請書を作成した。 ②法令に定める事項を帳簿に記載していなかった。また、帳簿を法令に定める期間保存しておらず、帳簿閉鎖の事務処理もしていなかった。 ③領収証を作成していなかった。